様式第六（第三十四条関係）

（表）

第　　号

南極地域の環境の保護に関する法律第二十六条第二項の規定による身分証明書

官職及び氏名

生 年 月 日

写　　真

年　　月　　日発効

使用期限　　年　　月　　日

環境大臣　　印

（裏）

南極地域の環境の保護に関する法律抜すい

第11条　１から４　略

５　環境大臣は、主宰者から申請があったときは、環境省令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者証の交付をするものとする。

６　主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

７　略

第23条　環境大臣は、南極地域において行為をする者が第13条、第14条第１項若しくは第２項、第16条若しくは第18条から第20条までの規定に違反し、又は第７条第２項各号のいずれかに該当する行為をし、又はしようとする場合（次項に規定する場合を除く。）において、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるときは、当該行為をし、若しくはしようとする者又は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　環境大臣は、確認の時には予想することができなかった南極地域の環境の変化又は確認の時になかった南極地域の環境の科学的知見の充実により、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が第７条第２項各号のいずれかに該当することとなった場合において、南極地域の環境を著しく損ね、又は損ねるおそれがあるために当該南極地域活動を放置することができないと認めるときは、当該南極地域活動の主宰者又は当該南極地域活動を構成する行為をし、若しくはしようとする者に対し、当該南極地域活動又は当該行為の中止を命じ、その他南極地域の環境を保護するために必要な措置を命ずることができる。

３　略

第26条　環境大臣は、あらかじめ指定するその職員に、南極地域において、第11条第５項若しくは第６項又は第23条第１項若しくは第２項の規定による権限を行わせることができる。

２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第29条　次の次項のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)から(3)　略

(4)　第23条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。